

新労発雇均 0315 第 3 号
令和 5 年 3 月 1 5 日

関 係 各 位

新潟労働局長



『賃上げ・人材活性化・労働市場強化』雇用・労働総合政策パッケージ』に掲げられた支援策の周知について（依頼）

労働行政の運営につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和 4 年 10 月 28 日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえ、同日「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ』を策定・公表しました。

本パッケージは、意欲と能力に応じた「多様な働き方」を可能とし、「賃金上昇」の好循環を実現していくため、中長期も見据えた雇用政策に力点を移し、これまでの「賃上げ支援」に加えて、「人材の育成・活性化を通じた賃上げ促進」「賃金上昇を伴う円滑な労働移動の支援」「雇用セーフティネットの再整備」を一体的、継続的に推進するものです。

また、この一体的、継続的な取組を通じて、経済変化に柔軟で、個人の多様な選択を支える「しなやかな労働市場」を実現し、人材の活性化と生産性の向上を通じた構造的な賃金上昇を目指すものです。

そこで、このたび、本パッケージに掲げる「賃上げ、人材活性化等に関する支援策」について、経営者団体等に積極的な活用を働きかけを行うこととなりました。

貴職におかれましても、この趣旨を御理解いただき、本パッケージに掲げる施策について、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力のほどお願いいたします。

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ

「あらゆる層の賃上げ」を推進する

賃上げに
繋がる人
への投資

賃金の
底上げ

賃金上昇
を伴う労
働移動

①労働者の賃上げを支援する

- 最低賃金の引上げなどを通じた労働者の賃上げ支援

②個人の主体的なキャリア形成を促進する

- 個人のキャリア選択・学びの支援
- 新たな経験を通じた人材の育成・活性化
- ステップアップを通じた人材活用

③安心して挑戦できる労働市場を創造する

- 労働市場の強化・見える化
- 賃金上昇を伴う労働移動の支援
- 継続的なキャリアサポート・就職支援

④多様な働き方の選択を力強く支える

- 次なる雇用情勢の悪化に備えた雇用保険財政の早期再建
- フリーランスが安心して働くことができる環境整備
- 働き方・休み方の多様化、複線的なキャリア選択への対応

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ」 に係る主な支援策のご案内



労働者の賃上げ支援

- 事業場内の最低賃金の引上げと設備投資等を行った場合の費用を助成する「業務改善助成金(通常コース)」の拡充
(事業場規模30人未満事業者の助成上限額の引上げ、助成対象経費の拡大等)
- 「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」の拡充
(5%以上の賃金引上げを行う場合の助成額の引上げ等)
- 同一労働同一賃金の徹底に向けた取組支援
(働き方改革推進支援センター(取組方法や助成金の活用相談等に対応)の利用促進)

人材の育成・活性化支援

- 企業内で人材育成を行った場合の訓練経費と訓練期間の賃金を助成する「人材開発支援助成金」の拡充
 - ・『人への投資促進コース』の一部メニュー(サブスクリプション型の研修サービス等)の訓練経費助成率及び助成限度額の引上げ
 - ・『事業展開等リスクリング支援コース』の創設(新規事業の立ち上げなど事業展開等に伴う人材育成を実施した場合に、高率での訓練経費助成及び賃金助成)
- 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の創設
(労働者のスキルアップを在籍型出向で実施した出向元事業主への賃金助成)
- キャリアアップ助成金(正社員化コース)の拡充
(人材開発支援助成金を活用した特定の訓練終了後に、正社員化した場合の加算額の引上げ等)
- 団体産業保健活動推進助成金の新設
(事業主団体等が傘下の中小企業等に対し、産業保健サービス(医師・保健師による保健指導等)を提供した場合の費用を助成)

賃金上昇を伴う労働移動の円滑化支援

- 労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の見直し
(離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ前賃金比5%以上で雇い入れた場合の加算助成)
- 中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)の見直し
(45歳以上の中途採用率を拡大等した場合の助成額の拡充)
- 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)の拡充
(未経験職種への転職希望者を採用し、訓練を行い、賃金引上げを行った場合の助成額の引上げ(通常の1.5倍))